



解釈通知（抜粋）

（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）

- 利用者数15人以下

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

- 利用者数16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数

$$＝（（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数$$

※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

※単位ごとに常時1名以上確保する必要があり、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供時間開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要がある

（例1）①単位目 サービス提供時間 8H 利用人数 20人



$$\text{確保すべき介護職員の勤務延時間数}＝（（20-15）÷5＋1）×8＝16\text{H}$$

【介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能（16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8Hの柔軟配置が可能）】

（例2）①単位目 サービス提供時間 3H 利用人数 20人

②単位目 サービス提供時間 3H 利用人数 20人



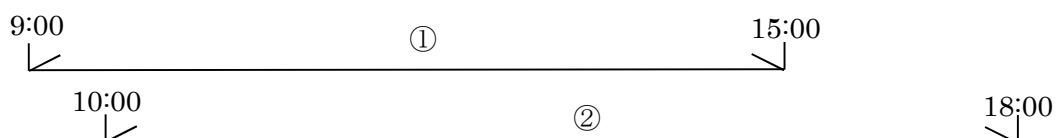
確保すべき介護職員の勤務延時間数＝

$$\text{①}（（20-15）÷5＋1）×3＝6\text{H} \quad \text{②}（（20-15）÷5＋1）×3＝6\text{H}$$

【介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能（それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能）】

（例3）①単位目 サービス提供時間 6H 利用人数 3人

②単位目 サービス提供時間 8H 利用人数 12人



利用者数が15人以下の場合の確保すべき介護職員の勤務延時間数

$$＝平均提供時間数 \quad \text{のため、} \quad \text{①}6\text{H} \quad \text{②}8\text{H}$$

【単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるので、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。】

◆ 看護職員（看護師又は准看護師）

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

解釈通知（抜粋）

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院・診療所・訪問看護ステーション（以下「病院等」）との連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

◆ 機能訓練指導員

解釈通知（抜粋）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

Q1 病院等との連携契約により看護職員を確保した場合、その看護職員が看護業務以外に機能訓練指導員としての適切な時間が確保できれば、機能訓練指導員としての兼務は認められるか。

A1 あくまでも看護業務上の連携職員であり、当該事業所の職員ではないため、機能訓練指導員を兼務することは認められない。

## Ⅱ その他

### □ 業務の参考にするべき法令等

- ☑ 介護保険法・施行令・施行規則
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 7 月 10 日山口県条例第 35 号）
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 24 年 9 月 28 日山口県規則第 82 号）
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準【第 7 章】（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
- ☑ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について【第 3 の六】（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
- ☑ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【別表 6】（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）
- ☑ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【第 2 の 7】（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）
- ☑ 厚生労働省 介護サービス Q&A
- ☑ 介護保険最新情報【R6 改正関連 vol.1225、vol.1229】
- ☑ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）  
「その他の日常生活費」に係る Q&A（平成 12 年 3 月 31 日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡）
- ☑ 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平成 27 年 4 月 30 日老振発 0430 第 1 号・老老発 0430 第 1 号・老振発 0430 第 1 号）
- ☑ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）（令和 5 年 8 月 25 日厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）の資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」
- ☑ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（平成 30 年 9 月 28 日介護保険最新情報 Vol.678）